高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人　慈徳会
だいどう地域包括支援センター

1　高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、利用者等への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待 防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防および早期発見を徹底するため、本指針を策定 し、介護保険サービスに従事する職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2　高齢者虐待の定義

この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

(1)　身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2)　介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3)　心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)　性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。

(5)　経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3　虐待防止委員会について

虐待防止のために虐待防止委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、次の事項について検討する。その際委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

(1)　虐待防止委員会での検討内容

ア 虐待防止のための指針の整備・更新に関すること。

イ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

ウ 虐待またはその疑い(以下、「虐待等」という。)について、職員が相談、報告できる 体制整備に関すること。

エ 職員が虐待等を発見した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

オ 虐待等が発生した場合にその発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策

に関すること。

(2)　開催頻度

1年に1回以上および虐待発生の都度開催する。

(3)　その他

委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、法人や事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

4 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年 2 回以上実施し、新規採用時または異動により新たに配属となった場合には必ず実施する。また、研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録する。

5 虐待等が発生した場合の対応について

虐待等が発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

(1)　虐待対応責任者および担当者

虐待対応責任者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、事業所管理者があたるものとする。

虐待対応担当者は、虐待の状況把握を速やかに行い、責任者へ報告し、責任者とともに、虐待防止に関する措置を適切に実施、対応を行うこととし、事業所内の指名された職員とする。

(2)　虐待対応担当者への報告

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、速やかに担当者に報告する。

(3)　事実確認

虐待等について相談および報告があった場合は、虐待対応担当者は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。確認の経緯は、時系列で整理する。

(4)　事情聴取

虐待対応担当者は関係者からの聴き取り、記録等の調査を行う。

(5)　発生後に市への報告

事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、そのた再発の危険が取り除かれ再発が想定さ れない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市へ報告する。

7 成年後見制度の利用支援に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、またはその必要性があると判断した場合には

利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

苦情相談窓口に寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。

9 本指針の閲覧について

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、関係機関が閲覧できるよう窓口に設置する。

付 則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。